

令和5年4月4日

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家
戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

平素は、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、別添の
とおり通知がありましたので、お知らせいたします。

| | | | |
|--------|--------------------------|-----|----|
| 担当所属 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進係 | | |
| 担当係長 | 大塚 | 担当者 | 長友 |
| 電話番号 | 058-272-8309 | | |
| FAX 番号 | 058-278-2643 | | |
| E-mail | c11226@pref.gifu.lg.jp | | |